

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

思いやりのこころでつなぐ 白山の KIZUNA～絆～

本市は、霊峰白山から日本海までの広大な市域において、地理的環境、風土、文化等が違う多様な地域で構成されており、それぞれの地域特性に対応した地域福祉を進めてきました。

しかし、社会経済情勢の変化やライフスタイルの多様化、進展する少子高齢化等により、本市においても、家庭や地域における人と人とのつながりが希薄化しています。

このような中、地域福祉を推進していくため、一人ひとりが相手を思いやる気持ちを持って助け合い、支え合う地域の「絆」を重視した地域福祉の取り組みを推進してきました。

この「絆」は、小さなつながりをきっかけに、古くからまちに伝わる歴史や文化と共に人から人へと伝わり、白山市らしさ、白山市独自の人間関係をつくり出していきます。

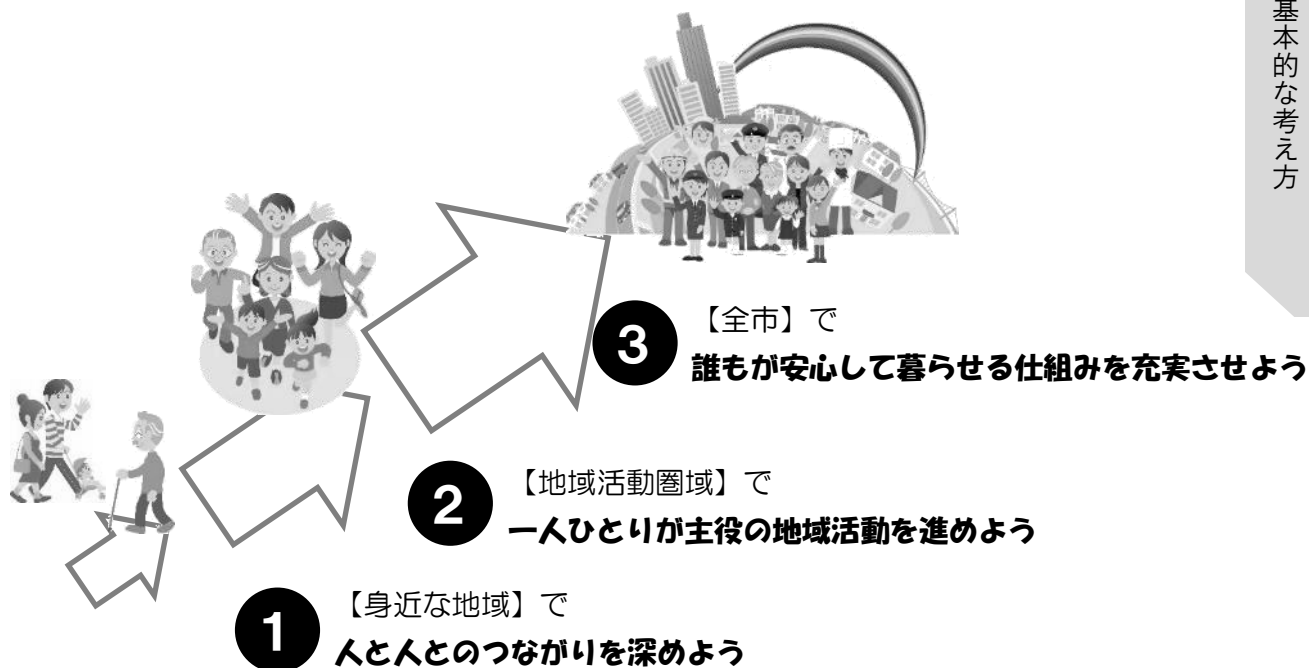
本計画は、第2次計画として前期計画の内容を改訂していますが、地域福祉推進のための根本であるこの基本理念は引き続き踏襲していきます。

誰もが身近な地域の中で、お互いを尊重しあい支えあう「絆」で結ばれた地域福祉のまちづくりを目指し、本計画を推進します。

2 計画の基本目標

白山市における地域福祉推進のため、隣近所などの「身近な地域」、小学校区等を中心とした「地域活動圏域」、広域的な「日常生活圏域及び全市」それぞれに応じた取り組みを進めていくことを基本目標としています。

■基本目標のイメージ



(1) 人と人とのつながりを深めよう

～この基本目標での「地域」のイメージは、おおむね **身近な地域** です～

(2) 一人ひとりが主役の地域活動を進めよう

～この基本目標での「地域」のイメージは、おおむね **地域活動圏域** です～

(3) 誰もが安心して暮らせる仕組みを充実させよう

～この基本目標での「地域」のイメージは、おおむね **日常生活圏域及び全市** です～

3 施策の体系

基本理念

思いやりのこころでつなぐ 白山のKIZUNA ～絆～

基本目標

基本方針

施策の方向

1 人と人との
つながりを
深めよう

(1)隣近所との
つながりを深める

・顔の見える地域づくりを促進します

(2)地域での
交流を進める

・地域住民が互いに認め合い、支え合いの意識を育みます
・地域における世代を超えた居場所づくりを進めます
・地域間交流を促進します

2 一人ひとりが
主役の地域活動を
進めよう

(1)身近な地域活動を
充実する

・町内会活動を活性化します
・地域活動団体の活動を支援します
・地区社会福祉協議会を支援します

(2)ボランティア・
NPO活動等を広める

・ボランティア・NPO活動等への支援を充実します
・ボランティアの育成を進めます

(3)地域福祉活動を
担う人を育てる

・学校における福祉教育を進めます
・福祉に関する学習機会を提供します
・健康づくりを促す機会を提供します

(4)誰もが利用しやすい
施設を広げる

・地域活動および総合相談拠点の活動を充実します
・公共施設等におけるバリアフリー化を進めます

3 誰もが安心して
暮らせる仕組みを
充実させよう

(1)情報提供・相談支援の
体制をつくる

・情報提供を充実します
・相談支援体制を充実します

(2)安心して生活できる
環境を整える

・各種福祉サービスを充実します
・就労支援を充実します

(3)支援が必要な人を
見守る

・地域住民による見守りネットワークづくりを進めます
・いじめ・虐待・DV防止対策を進めます
・権利擁護の支援体制を構築します
・生活に困難を抱える方への支援を進めます

(4)緊急・災害時の
助け合いの体制をつくる

・自主防災組織活動を促進します
・要支援者対策を進めます
・緊急・災害時対策を進めます

4 重点施策

基本目標2－（1）身近な地域活動を充実する

重点施策① 地域ふれあいサロンの支援

（P18）

主に高齢者を対象として町内会単位で実施している地域ふれあいサロン⁸については、社会参加の場としての機能及び担い手であるボランティアの育成機能を持っていることから、住み慣れた地域で暮らすための重要な役割を担っています。

地域ふれあいサロンの設置や運営費の補助を行うとともに、世話人の確保という課題にも目を配り、様々な世代がつながりを持つ場としての機能を強化していきます。

□ 地域ふれあいサロン活動 （河内町かたくりの会）



基本目標3－（3）支援が必要な人を見守る

重点施策② 地域住民による見守りや支援のネットワークの推進

（P36）

少子高齢化や単身世帯の増加、虐待やひきこもり、生活困窮など、地域住民が抱える課題は多様であり、複雑化してきています。そのような状況の中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域住民が、地域の中で支援が必要な人や世帯を見守ったり、お互いに助け合い、支え合うことで個々の生活課題に対応していく必要があります。このような地域の住民が主体となる、見守りや支援のネットワークの構築を、町内会、民生委員児童委員、福祉推進委員など関係機関と連携を図りながら推進していきます。

⁸ 地域住民・ボランティアが主体となり、町内会単位で行っている高齢者の閉じこもり予防、介護予防、認知症予防やリフレッシュ活動事業。

基本目標3－（3）支援が必要な人を見守る

重点施策③ 自立相談支援の充実**（P39）**

平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、全ての福祉事務所設置自治体において、自立相談支援事業等を実施することになりました。自立相談支援事業等は、制度の運用における目標に「困窮者支援を通じた地域づくり」が掲げられていることから、これからの地域福祉推進の一翼を担うものであると考えることができます。また、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について（平成26年3月27日社援発0327第13号）」においても、地域福祉計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的であるとされています。

そこで、本市では、生活困窮者等の自立相談支援を重点事項として位置づけ、生活上の困難を抱える方への就労等の自立支援を重点的に推進します。

基本目標3－（4）緊急・災害時の助け合いの体制をつくる

重点施策④ 災害時における支援体制の整備**（P42）**

災害時において、障害者、高齢者の避難をいかに支援するかは、命にかかわる重要な問題です。

本市では、民生委員児童委員の活動を基に避難行動要支援者名簿を作成しています。今後は、どのような体制で情報を管理し、また、利用するかなど、地域住民の理解を得ながら、名簿を活用する方法を明確化していくことが必要不可欠となります。

また、地域住民同士の助け合い・支え合いによる防災・減災の効果を高めるため、緊急時・災害時の地域における支援体制づくりを重点的に推進していきます。

「主な活動主体」の分類について

主な活動主体名	主な内容
県	石川県が所管する行政機関
市	白山市が所管する行政機関
学校	小学校・中学校・高等学校・大学（短期大学）
町内会・公民館	町内会・地区公民館
社会福祉協議会	市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会
事業所	福祉関係事業所 等
司法関係機関	裁判所・弁護士・司法書士
就労支援機関	ハローワーク・シルバー人材センター ⁹ ・労働局 等
各種専門機関	児童相談所・こころの健康センター 等
生涯学習施設	学習センター・図書館・博物館 等
地域活動団体	老人クラブ・NPO 法人・ボランティア団体 等
社会教育団体	子ども会・壮年会・女性協議会・PTA 等
商工団体	商工会議所・商工会・観光協会 等
企業	一般の企業
民生委員児童委員	厚生労働大臣から委嘱された方
福祉推進委員 ¹⁰	地区社会福祉協議会から委嘱された方
子育て機関	幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育施設
医師会	病院・診療所

⁹ 臨時的・短期的もしくは軽易な業務やボランティア活動を希望する高齢者に対して、その機会を提供することで、高齢者の生きがいつくりや、地域社会の活性化に資する組織。

¹⁰ 地域住民に対する見守りや、民生委員児童委員をはじめ、町内会、地区社会福祉協議会等の活動を支援する人。